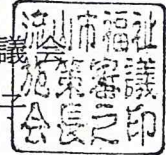


流 福 審 第 1 4 号

平 成 2 6 年 8 月 5 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議
会長 小島 富美



流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例及び流山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について（答申）

平成26年6月17日付け流社第225号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

条例の制定について審議をした結果、条例案に賛同します。

なお、今後の対応に当たり、次の意見を申し添えます。

- 1 地域包括支援センターの人員の配置については、各日常生活圏域の住民のニーズへの対応を勘案しつつ、適切に配置させるよう努めること。
- 2 地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業者としての地域包括支援センターに対して、条例で定める基準を十分に周知し、並びに必要な指導及び助言をするなど当該基準の実効性を確保し、利用者への適切な支援をさせるよう努めること。